

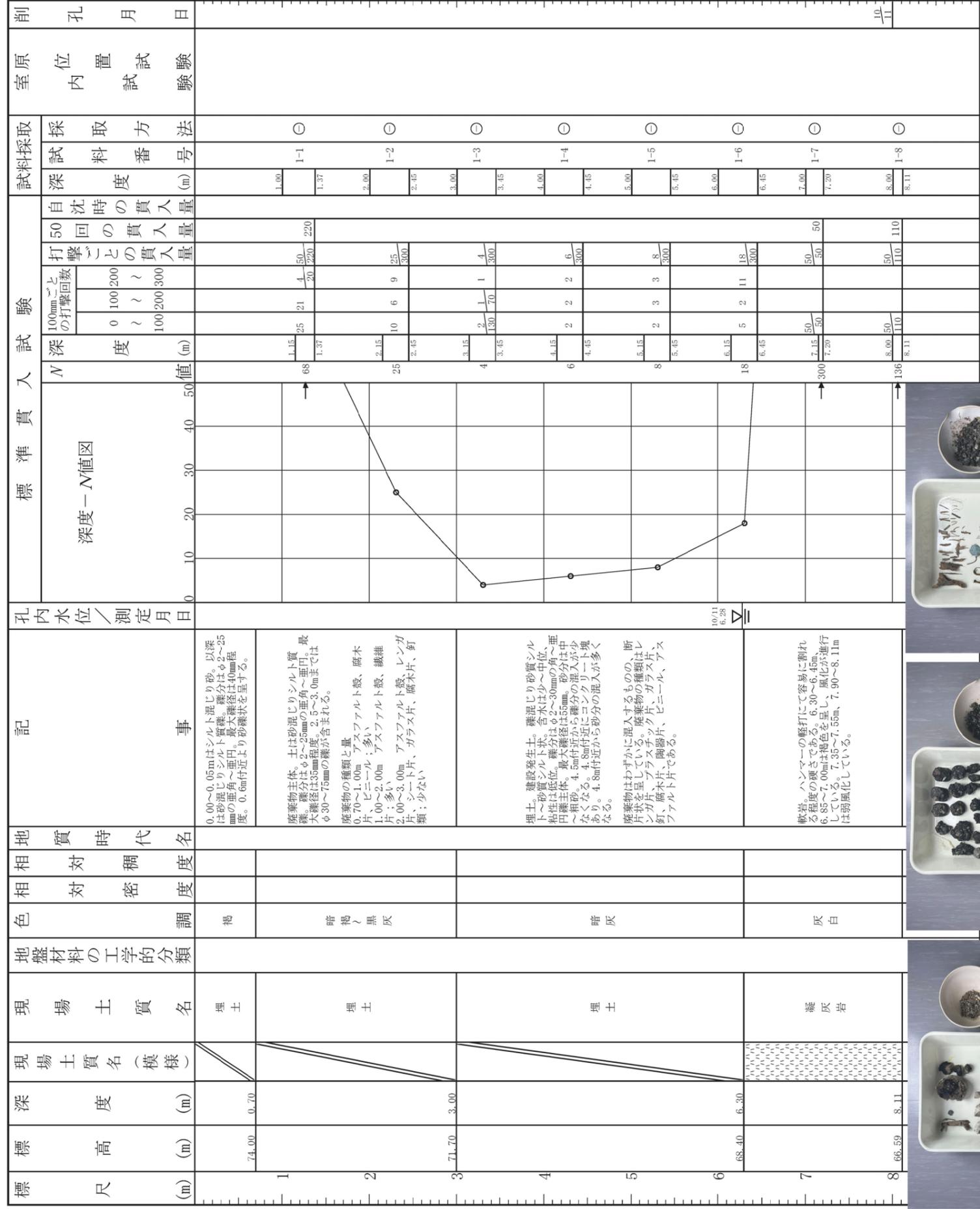
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名

事業名 または 工事名 高松地区地区計画決定等支援及び開発事業者決定プログラム支援業務委託

調査目的及び調査対象 土地造成 環境

ボーリング名	B-1	調査位置	兵庫県西脇市高松町	北緯	34° 57' 35.49"
発注機関	西脇市	調査期間	2024年 10月 11日 ~ 2024年 10月 11日	東経	134° 58' 43.08"
調査業者名	株式会社サンワコン 電話 079-282-7022	現代理人	谷口晶則 地盤調査技士 登録番号 第9584号	ボーリング責任者	佐土谷裕太 地盤調査技士 登録番号
孔口標高	T.P. 74.70m	試験機	ECO-3		
総削孔長	8.00m	エンジン		ポンプ	
主任技師		久野由恵 地盤調査技士 登録番号		コア鑑定者	
調査出張所		姫路出張所		谷口晶則 地盤調査技士 登録番号 第9584号	
方位		北 0° 東 90° 南 180° 西 270°		使用機種	
傾斜		鉛直 90° 水平 0°			



コアに含まれていた廃棄物（ここで、廃棄物とは土砂以外のものを指す）
バットのは2mmふるいに残留した廃棄物で、蒸発皿のは2mmふるいを通した廃棄物である。

西脇市と開発事業者の役割分担表

資料 8

業務項目	業務内容	役割分担 (○：担当)	
		西脇市	開発事業者
事前調査	法規制等調査、関係機関との下協議及び調整 ※R5 年度実施済	○	—
	埋蔵文化財 試掘調査 ※R5 年度実施済	○	—
	ミニアセス ※R6 年度実施中	○	—
	地籍調査 ※R6 年度から実施中	○	—
地区計画	地区計画策定・都市計画決定 ※R6 年 12 月決定告示予定	○	—
用地買収	権利調査	—	○
	用地測量 (分筆含む)	—	○
	用地交渉	—	○
	土地 (・建物) 売買契約、代金支払い	—	○
	所有権移転登記等	—	○
	取得用地の管理 (雑草対策等)	—	○
計画策定及び設計、開発行為許可等申請	現地測量 (地形測量)	—	○
	基本計画 (整備計画) 作成	—	○
	地質調査	—	○
	開発区域等面積計算	—	○
	基本設計及び関係機関協議	(○) 関係機関協議の支援	○
	地元自治会等説明	(○) 地元自治会・地権者等との協議調整及び説明会等開催の支援	○
	関係権利者等同意書取得	—	○
	開発行為許可等申請手続き	—	○
造成工事	実施設計及び関係機関協議	(○) 関係機関協議の支援	○
	埋蔵文化財 本発掘調査	—	○
	地元自治会等説明	(○) 地元自治会・地権者等との協議調整及び説明会等開催の支援	○
	工事関連法令手続き	—	○
	工事 (公共施設、宅地)	—	○
	確定測量	—	○
	工事完了届提出、完了検査	—	○
	公共施設帰属手続き、登記	—	○
企業誘致及び宅地分譲	企業誘致	(○) 企業誘致活動の支援	○
	土地売買契約	—	○
	所有権移転登記	—	○

※各業務の実施に当たり生じる付帯業務を含む。

西脇市における事前調査協議内容一覧表

区分	法令	規制対象区域	備考
都市計画 (調整中)	都市計画法	市街化調整区域	市街化調整区域であるため、産業用地としての土地利用を進めるに当たり、高松地区地区計画決定（令和6年12月都市計画決定告示予定）により対応します。
農業振興地域・ 農用地区域 (事前確認済み)	農地法	—	当地区の一部が農業振興地域ですが、当地区内に農地がない旨を確認しました。
森林保全に 関する規制 (事前調整済み)	森林法	地域森林計画 対象民有林	当地区の一部が地域森林計画対象民有林に指定されているため、1haを超える森林の開発をしようとする際には、知事の許可が必要な旨を確認しました。
兵庫県立 自然公園条例 自然公園保護 に関する規制 (事前調整済み)	自然公園法	普通地域 ※清水東条湖 立杭県立 自然公園	当地区に普通地域を含んでいるため、兵庫県北播磨県民局県民躍動室環境課協議・指導の下、ミニアセスを実施しており、影響がない旨を報告する予定です（委託業者：公益財団法人ひょうご環境創造協会）。
文化財保護 に関する規制 (事前調整済み)	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	当地区に埋蔵文化財包蔵地を含んでいるため、確認調査及び試掘調査（約3万㎡、97箇所）済み。一部（法面10m×20m）において、発掘調査が必要である旨を確認しました。
災害の危険がある区域 (事前確認済み)			当地区に含まれません。なお、当地区の一部に山腹崩壊危険区域を含みますが、法令に基づき指定された区域ではなく、当該区域内での開発行為等に対する規制がない旨を確認しました。
地籍調査 (実施中)			令和6年度から当地区内の地籍調査を実施しています（担当：西脇市用地地籍課）。

1 全体

周辺の豊かな自然環境や景観との調和・融合に配慮しつつ、地域の活力維持と雇用確保に向けた地域の魅力を発信する良好な産業街区の整備を行ってください。

2 良好な産業街区の整備に関する事項

- (1) 高松地区地区計画を遵守してください。
- (2) 騒音規制法、振動規制法その他環境関連法令の遵守は当然として、造成工事等において周辺環境の保全に最大限に努めてください。

3 用地買収に関する事項

用地買収に当たり、開発事業者は各地権者と公平な交渉を行ってください。

4 公共施設等整備・管理に関する事項

- (1) 整備について
 - ア 公共施設の整備に当たっては、関係行政機関と十分に協議した上で、機能・規格を決定してください。
 - イ 公園又は緑地、広場には、西脇市の生態系に配慮した緑化に努め、特に「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」に留意してください。
- (2) 管理について
公共施設は都市計画法第32条の協議により定めた管理者に属するものとします。

5 インフラ整備に関する事項

地区内の電力インフラ整備については、関西電力送配電株式会社と個別に協議する必要があります。

6 造成工事に関する事項

- (1) 造成工事期間中、地区内及び周辺において、歩行者や通行車両の安全対策を講じるとともに、騒音、振動、粉塵、異臭、水質汚濁等の発生抑制に必要な措置を講じてください。万が一、造成工事に伴う災害又は公害が発生した場合は、開発事業者の責任において遅滞なく必要な措置を講じるとともに、西脇市、推進委員会及び関係行政機関に報告し、西脇市及び関係行政機関の指示に従ってください。

- (2) 地域住民等に対して工事の内容等の説明及び周知を十分に行ってください。地域住民等から開発事業者に対して工事等に関する問合せや苦情があった場合には、誠意をもって対応するとともに、西脇市及び推進委員会に報告の上、開発事業者の責任において解決に当たってください。

7 その他

- (1) 開発事業者は、工事進捗その他必要な情報を一元に管理し、定期的に西脇市に報告し、適切な進捗管理を行うものとします。また、疑義等が生じた場合は速やかに西脇市と協議してください。
- (2) 地域経済活性化の観点から、開発事業者は事業の実施に当たり、できる限り西脇市内に本社を有する事業者の活用に努めてください。

8 遵守すべき主な関係法令（順不同）

遵守すべき主な関係法令を以下に記載します。各法令の解釈については、当該法令を所管する関係行政機関に照会してください。

《法律・法令》

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第 100号）
- (2) 森林法（昭和26年法律第 249号）
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第 214号）
- (4) 道路法（昭和27年法律第 180号）
- (5) 道路構造令（昭和45年政令第 320号）
- (6) 水道法（昭和32年法律第 177号）
- (7) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (8) 消防法（昭和23年法律第 186号）
- (9) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (10) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (11) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）
- (13) 工場立地法（昭和34年法律第24号）
- (14) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第 306号）
- (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第 91号）
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）
- (17) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第 104号）
- (18) 建設業法（昭和24年法律第 100号）
- (19) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）

≪兵庫県条例≫

- (1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）
- (2) 総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）
- (3) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）
- (4) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）
- (5) 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）
- (6) 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号）

≪その他≫

産業街区整備事業に関する法令等

